

随意契約及び比較見積書省略理由書

件名：大阪府立青少年海洋センター宿泊管理棟昇降機設備改修工事

本事業は、大阪府立青少年海洋センター宿泊管理棟の昇降機設備について、改修を行うもの。

宿泊管理棟に2基ある昇降機設備のうち、2号機は経年劣化により故障しており、機器の経年劣化、部品の製造中止により修理不可のため、運転を停止している。現在稼働中の1号機は、令和8年頃が更新目安となっているが、それまでに故障等不具合が発生した場合、宿泊管理棟のエレベーターが2基とも使用不可となり、施設運営への影響、府民サービスの低下が懸念されるため、改修が必要となっている。また、事務負担軽減、効率化の観点から、2基合わせて改修を行うものである。

当該昇降機設備は、日本エレベーター製造株式会社が設置を行っており、本工事の実施に当たっては、当該昇降機設備の性能や技術について熟知し、ノウハウを有している同社でなければ、不具合が生じ、事故等につながる恐れがある。また、本工事は設備全体のリニューアルではなく、既存設備を一部再使用する工事であるため、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、日本エレベーター製造株式会社が本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、同社と随意契約により契約締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものである。